

ANA Cargo リチウム電池・ナトリウムイオン電池チャート (発行日 2025年4月1日) 凡例: ○=必要、×=不要 ANAは本シート記載内容について一切の責任を負いません。 必ず最新のIATA危険物規則書をご確認ください。			UN3480		UN3090		UN3481		UN3091		UN3551	UN3552	
			【PI965】 Lithium <u>ion</u> batteries		【PI968】 Lithium <u>metal</u> batteries		【PI966】 Lithium <u>ion</u> batteries packed with equipment 【PI967】 Lithium <u>ion</u> batteries contained in equipment		【PI969】 Lithium metal batteries packed with equipment 【PI970】 Lithium metal batteries contained in equipment		【PI976】 Sodium <u>ion</u> batteries	【PI977】 Sodium <u>ion</u> batteries packed with equipment 【PI978】 Sodium <u>ion</u> batteries contained in equipment	
			Section IA	Section IB	Section IA	Section IB	Section I	Section II	Section I	Section II	—	Section I	Section II
			RBI/CAO	RBI/CAO	RBM/CAO	RBM/CAO	RLI or RLI/CAO	ELI	RLM or RLM/CAO	ELM	RBI/CAO	RLI or RLI/CAO	ELI
Section分け基準	単電池 (Cell)		20Wh超え	20Wh以下	1g超え	1g以下	20Wh超え	20Wh以下	1g超え	1g以下	—	20Wh超え	20Wh以下
	組電池 (Batteries)		100Wh超え	100Wh以下	2g超え	2g以下	100Wh超え	100Wh以下	2g超え	2g以下	—	100Wh超え	100Wh以下
電池個数制限	単電池 (Cell) 組電池 (Batteries)		制限無し	制限無し	制限無し	制限無し	【PI966】 機器の作動に必要な最低個数1セット、加えて機器ごとのスペアとして2セット	【PI966】 機器の作動に必要な最低個数1セット、加えて機器ごとのスペアとして2セット	【PI969】 機器の作動に必要な最低個数1セット、加えて機器ごとのスペアとして2セット	【PI969】 機器の作動に必要な最低個数1セット、加えて機器ごとのスペアとして2セット	制限無し	【PI977】 機器の作動に必要な最低個数1セット、加えて機器ごとのスペアとして2セット	【PI977】 機器の作動に必要な最低個数1セット、加えて機器ごとのスペアとして2セット
							【PI967】 制限無し	【PI967】 制限無し	【PI970】 制限無し	【PI970】 制限無し		【PI978】 制限無し	【PI978】 制限無し
最大正味量	1包装物あたりの最大正味量	PAX	禁止	禁止	禁止	禁止	5kg	5kg	5kg	5kg	禁止	5kg	5kg
		CAO	35kg	10kg	35kg	2.5kg	35kg	5kg	35kg	5kg	35kg	35kg	5kg
ドキュメンテーション	DGD		○ PI欄:『965』 Authorization欄は空欄	○ PI欄『965 IB』もしくは Authorization欄に『IB』	○ PI欄:『968』 Authorization欄は空欄	○ PI欄『968 IB』もしくは Authorization欄に『IB』	○	×	○	×	○ PI欄:『976』 Authorization欄は空欄	○	×
	AWB表示 (※1)		①	①	①	①	②	③	②	④	①	②	⑤
	NH-08 梱包耐久性能試験証明書 Packing Confirmation Sheet		×	○	×	○	N/A	N/A	N/A	N/A	×	N/A	N/A
	NH-10 充電率30%以下の旨の文言		○ DGDに記載	○ DGDに記載	×	×	N/A	N/A	N/A	N/A	×	N/A	N/A
容器・ラベル・マーク	国連規格容器		○	×	○	×	【PI966】 ○ 【PI967】 ×	×	【PI969】 ○ 【PI970】 ×	×	○	【PI977】 ○ 【PI978】 ×	×
	第9分類ラベル (リチウム電池 または ナトリウムイオン電池用)							×		×			×
	電池マーク		×		×		×		×		×	×	
	貨物機専用 CAOラベル						CAO容量の包装物は必要	N/A	CAO容量の包装物は必要	N/A		CAO容量の包装物は必要	N/A
	Overpack (※2)		5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守	5.0.1.5 および 包装基準を遵守
	同梱 (All Packed in One)		5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守	5.0.2.11 および 包装基準を遵守
	Shipper's Load ULD (BUP)		不可	不可	不可	不可	不可	可	不可	可	不可	不可	不可
エンバーク	—	日本以外を仕出地とする貨物のANA国際線輸送は不可 (SIN・DLC発の事前にANAの許可を得たものを除く)	日本以外を仕出地とする貨物のANA国際線輸送は不可 (SIN・DLC発の事前にANAの許可を得たものを除く)	日本以外を仕出地とする貨物のANA国際線輸送は不可 (SIN・DLC発の事前にANAの許可を得たものを除く)	日本以外を仕出地とする貨物のANA国際線輸送は不可 (SIN・DLC発の事前にANAの許可を得たものを除く)	—	—	—	—	日本以外を仕出地とする貨物のANA国際線輸送は不可 (SIN・DLC発の事前にANAの許可を得たものを除く)	—	—	

(※1) AWB表示 ① Dangerous Goods as per Associated DGD "Cargo Aircraft Only" ② Dangerous Goods as per Associated DGD (CAO容量の場合には"Cargo Aircraft Only")
③ "Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI9xx" ④ "Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI9xx" ⑤ "Sodium ion batteries in compliance with Section II of PI 9xx"

(※2) Overpack 1.4Sを除く第1分類火薬類、区分2.1、第3分類、区分4.1、区分5.1、互いに危険な反応をする物質と同一Overpack不可

(※3) 例外、およびその他の要件等については、IATA危険物規則書をご参照ください